

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課(環境保全対策グループ) (06-6615-7923)
処分課(担当)名	同上
行政指導の名称	低NOx機器普及促進に係る指導
関連する 他局の名称	
概要	<p>小規模なボイラー等及び家庭用燃焼機器から発生する窒素酸化物が、低煙源から排出されることにより大気汚染への寄与が大きいことから、これら燃焼機器から発生する窒素酸化物を抑制するため、低NOxの普及促進を図る。</p>
根拠となる要綱等	<p>大阪市低NOx機器普及促進方針 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000198958.html)</p>
行政指導指針	<p>業務用ボイラー等燃焼機器を製造・販売する者に対し、低NOx機器の開発及び普及への協力を要請する。 業務用ボイラー等燃焼機器を設置しようとする者に対し、低NOx機器を使用するよう要請する。 家庭用燃焼機器を製造・販売する者に対し、低NOx機器の開発及び普及への協力を依頼する。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000198958.html
備考	